

時事新報定價改正

時事新報の定價一部二銭は新報の頁數毎號六頁乃至八頁の時に定めたるものなれども近時は世運の進歩と共に新報の紙面も次第に擴張して毎號八頁乃至十二頁となり一號の定價二銭として新報社の損失算からざる事となりたれば茲に一部賣の定價を引上げるの必要に迫られ来る七月一日以後は新報の定價を一號二銭五厘と更む

又時事新報の購者近來大に増加したるより代價の受取或は請求、宛名の變更等其手數實に繁劇を極め此有様にて今後數年を推し行くと其手數の繁雜なるより何程人手を増加するも到底配達の手續に不都合を生ずるの恐れなしとせず集りて本社の不都合なるものは個々別れて購者の不便たるふと勿論なれば今後は長期購讀者の爲め割引法を設け三ヶ月前金一圓四十五銭、六ヶ月前金二圓八十五銭、一ヶ月前金一圓四十五銭とし新報代價の授受に關し購讀者と本社の雙方に起る前記煩雜の手續を省く事となしたり

時事新報改正定價

一號 二錢五厘 一ヶ月前金五十錢  
三ヶ月前金一圓四十五錢 六ヶ月前金二圓八十五錢  
一ヶ月前 五圓六十錢  
(以上以前金拂込に對する割引なれば萬一の都合後金となるものは何ヶ月の豫約にて一ヶ月五十錢の割合を以て申受候)

時事新報

三池炭山 (昨日の續)

の所有既に官定する上は賦税法に如何なる變換あるも炭山の下稼人たる三井組に於ては政府と結約以來明治二十五年五月三十一日に至るまで無税なりし如く爾後も納税の期限中は納税の義務ある可らず之を論へば三井は他人より地面付の貸家を托せられて之を管理し登記して其間に利益するもの如し即ち賦税は地稅家屋稅の如きものにして差配人の知る可き限りにあらず賦税にして斯の如くなれば彼の勝立坑の震災より生じたる損害も其歸する所自から知る可きのみ初め大藏省が炭山拂下を公にしたるときに營業の收支概算を示し五坑の内何坑の出炭は何程にして何坑は云々と其數を記したるは一號より五號まで五棟の貸長屋に付き毎號の店子より收入す可き店賃を概算して其數を明にしたるに異ならず差配人は其概算を信じて取附をもち斯くなれば必ず利益ある可しとて十五箇年間の地代店賃を納付せしむるべく納れば地面建物ともに遂に差配人の所有に歸するの見込を以て營業の折柄、不慮にも右五棟の中に收入の最も多き第一號の長屋が

頗又は引一時上納等其他一切の變更を請願するを許さずとある其文字を押へ勝立坑の震災は即ち何等の事情を記したる其事情の一なれば之が爲めに代金の上納法を變更するの理なしと云ふものなきにあらざれども元來の第六條は都て無用の文字と云はざるを得ず商賣上に約束したるものが事情に由りて代金の拂方を變更するの謂れは萬々ある可らず分り切つたるものに於て特に之を記したるは却て約束の體裁を失したる程の次第なれども此命令書に限りて斯る無用の文字あるは當時政府は國會開設の準備に忙しく殊に會計上の始末には最も苦心して多年來不始末なる貸下金又は官有物拂下代金の延滞等を如何様にもして整理せんとて民間の義務者に向て難きを責めず種々難多の事情を斟酌して恰も其言ふがまゝに任せ扱ふる無利足延期を許し又は元金の額を減じ又或は一度延期減額したるものを引一時上納など云ふ一奇法を工風して兎に角に帳簿上を一洗したるふとあり之が爲めに國庫に損したる所容易ならずして正に當局者の心を苦しめたる最中なれば三池炭山の代金上納に付ては決して右様の不始末を許さずとの意味を明にし既往に懲りて將來を豫防したるまでのみならず時節柄として左もある可きものとながら正々堂々たる商賣上の約束書には不似合なる餘計の文字にして殊に引一時上納と云ふが如き從前經濟上の用語にも聞かざる所の新文句を用ひたるを見て其精神の在る所を知る可し故に命令書中に何等の事情あるも云々と當時國庫の會計整理に際し人民より種々難多の難澁を訴へ無理を申立たる其種の事情を云ふふとして別に意味あるに非ず三井に炭山を拂下せられたる數年ならずして例の如く難澁の次第を申立炭山下落賃銀貴金融切迫商賣不景氣など謂れもなき苦情を并べ立て煩はしく出願するともあらん此償手段には大藏省も再三再四懲々したる所なれば今回も何と出願しても決して之を許さず否な

出願するふと叶はず念の爲めに一言したるものに過ぎず然るに今この事情云々の語を根據にして勝立坑天災の損害を請負人たる三井に歸せんとするは抑も亦命令書の精神を解せざるものと云ふ可し若しも命令書にして斯る損害までも請負人に請負はせんとすれば特に一條を設け炭山は代金の上納を終るまで賣渡に非ず貸下なれども假令其貸下中に如何なる不時の災害を生ずるも其天災と人爲とを問はず之が爲めに收支概算書の豫算を組織せしめて収益費無に歸するふとあるも大藏省の知る所にあらずと其責任を明にするふと論へば家屋の賣買を預約して其約束中の火災水難は賣買双方の何れに負擔す可しと云ふが如く簡單明白なる法文を記す可き筈なるに左はなくして唯曖昧なる第六條を掲げて代金の納法のみを云々したるは當時天災等の事は大藏省の思案に洩れたるや疑ふ可らず既に其思案に洩れて之を言はず今日の實際に災に罹りたる處にて其損害の歸する所を求めれば炭山の主人たる大藏省の外ある可らず第六條は以て大藏省の責任を免かれしむるに足らざるものなり

以上我輩が實際の事情を根據にして私に詞訟の是非を論じたるふと云ふも方今天下の法論は次第に明にして又隨て次第に多言なれば一是非必ず喧しきふとならん炭山炭山の果して賣渡なるか貸渡なるかの一點は成敗の歸する所なれば彼が命令書第五條に貸下云

云とあるは單に代金上納の義務を重からしむる爲めに態と念の爲めに貸下と記したるのみ其責は賣渡したるに相違なしなき云ふ議論もある可し其邊は都て法律家の本領として爰に之を擱き我輩は別に法律外の人情に訴へて一言す可きものあれば之を次に記して大方の教を乞はんとす (以下次號)

雜報

○清國より紡績絲の注文來る 續々滬紡績會社に於ては兼ねて紡績絲の販路を清國に求むるの意ありて毎月五俵若くは十俵位宛見本として上海或は香港に輸送せしに兩三日前上海の或る商賣より滬紡績會社へ向け上海取引七十七圓替にて十手絲四百俵(日本俵にすれば八百俵)を注文し來りたり同會社に於ては成るべくろの注文に應せんとて種々計算を立てたれども如何んせん輸出税、上海輸入税、荷造費、運賃等の諸雜費等合計十二圓餘を引去るときは日本内地にて販賣するよりは却て七圓方も安直なる割合なれば到底注文に應ずるふと能はずとて全く之を謝絶せんとしたりしかども何様今月初めての注文なれば無碍に斷はるも異なるものなりとて損益は測り難く角も一百俵丈の清國は本邦紡績絲の好華客なる國柄なれば目今と雖取て販路なきにはあらざれども輸出税ある爲めに之を輸出して引合はす前記の如く折角の注文も之に應じ兼ねる次第なるが若し輸出税全廢の請が實行せらるればともなれば紡績絲は清國に向て續々その販路を廣むるふとを得べしとなり

○東洋海上株式保險會社 大坂の東洋海上保險組合にては去る二十五、六の兩日同地西長堀の岸邊館に於て發金人會を開き組合の組織を改めて株式組織と爲す事及是迄の保險組合員十六名を新會社の發起人と爲す事に付き協議したり然るに川上左七郎、五百井長平、原正太郎、橋本莊助、可兒彌太郎の五氏は日本海陸保險株式會社發起人たるの故を以て今回設立せんとする會社の發起人を辭せしが他の増田信之、河邊九郎三郎、五百井清左衛門等十一名は更に確實なる發金人四五十名を募りて初志を貫く決心なりと云ふ

○政府銀行兩紙幣流通高 大藏省の調査に係る二十六年五月三十一日より同年六月一日へ越す政府紙幣及銀行紙幣流通高は四千二百三十三萬六千二百九十一圓八十五錢にして前月に比し政府紙幣四十二萬五千五百六十六圓五十錢銀行紙幣十二萬九千四百七十七圓を減せり其細別左の如し

政府紙幣 一圓以上	一四、一六八、九六二、〇〇〇
同上 一圓以下	四、〇六〇、三三三、三五〇
銀行紙幣	一八、七七四、二七三、三五〇
計	二二、三三三、〇〇〇、〇〇〇
前月流通高と比較	四二、二二二、九一八、五〇〇
増減	二〇、一一〇、〇八一、五〇〇
政府紙幣	四二、二二二、九一八、五〇〇
銀行紙幣	二〇、一一〇、〇八一、五〇〇

○米國の名優死す 米國に於て俳優(トラー)デー・俳優の第一と稱するエドウィン・ブリスは六十歳を一期として去る六月七日紐育に於て歿したり抑も此名優の先人は英人にして祖父は倫敦の府知事に擢せられしものとあり千八百二十一年父の代に米國に移住し俳優を業としエトヴィンブリスは即ち其業を承継し